

※R3.5.13 変更 二次審査方法

鹿島市地域公共交通計画策定業務 公募型プロポーザル実施要領

鹿島市地域公共交通活性化協議会

令和3年4月

1. 目的

本業務は、鹿島市地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）が発注する「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「地域公共交通計画」の策定であり、本要領は策定業務における公募型プロポーザルの手続きについて必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

(1) 業務名

鹿島市地域公共交通計画策定業務委託

(2) 発注者

鹿島市地域公共交通活性化協議会

(3) 業務内容

別紙「鹿島市地域公共交通計画策定業務仕様書」による

(4) 業務期間

契約締結日から令和4年3月25日（金）まで

(5) 提案上限額

8,976,000円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、この上限額は業務提案のために提示した額であり、契約金額ではない。

（優先交渉権者との協議により、契約金額を設定する。）

3. 参加資格

(1) 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、参加表明書の提出時点において次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ①地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないもの。
- ②本プロポーザルの参加表明書の提出期限までに、いずれの自治体等においても指名停止を受けていないこと。
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ④鹿島市暴力団排除条例第2条第4項の規定に該当しないもの。
- ⑤プロポーザル選定委員会の委員が属する企業と資本金又は人事面において密

接な関連がある者でないこと

⑥国税及び地方税を滞納していないこと。

(2) 参加資格の取り消し

本プロポーザルの参加表明書の提出期限から契約の日までの間に、参加資格要件のうち、いずれかひとつでも満たさないことが明らかになったときは参加資格を取り消すこととする。

4. 契約締結までの全体スケジュール

	項 目	日 程
①	公募開始	令和3年4月23日(金)
②	参加資格、参加表明書添付書類等に関する 質疑の受付期間	令和3年4月23日(金) から 令和3年5月 7日(金) まで
③	②の質疑に対する回答	令和3年5月10日(月)
④	参加表明書類の提出期限	令和3年5月11日(火)
⑤	参加資格審査結果通知	令和3年5月13日(木)
⑥	業務仕様書、企画提案書等に関する質疑の 受付期間	令和3年5月11日(火) から 令和3年5月14日(金) まで
⑦	⑥の質疑に対する回答(予定)	令和3年5月18日(火)
⑧	企画提案書の提出期間	参加資格審査結果通知到着後 から 令和3年5月24日(月) まで
⑨	一次審査(書類審査)	令和3年5月27日(木)
⑩	一次審査結果通知及び二次審査参加依頼	令和3年5月27日(木)以降
⑪	二次審査(プレゼンテーション等)	令和3年6月 3日(木)
⑫	審査結果通知及び契約締結	令和3年6月 3日(木)以降

※上記日程は変更する必要があるため、変更する場合はプロポーザル参加者全員に通知する。

※二次審査(プレゼンテーション等)は、地域公共交通調査等事業(計画策定事業)補助金の交付決定日以降に実施する。

5. 参加手続き等

(1) 参加表明書類の提出

参加を表明する者は、参加表明書とともに以下の添付書類を提出し、参加資格審査を受けるものとする。

①提出書類

- ・参加表明書（様式第1号）
- ・会社概要（最新のもの。パンフレット等の使用も可とする。）
- ・直近年度の決算書
- ・業務実績一覧（様式第2号）

※平成28年度から令和2年度までの過去5年間の業務実績のうち、本業務と同種又は類似する業務を対象とする。業務実績一覧には「業務名」「発注者」「契約金額（消費税込み）」「履行期間」「業務概要」を記載すること。

- ・納税証明書の写し

※参加表明書提出の前3か月以内に発行された証明書で、国税、参加表明する者の所在地における都道府県税又は都税及び市町村民税又は特別区税の未納がないことを示すもの。

- ・商業・法人登記に係る履歴事項全部証明書の写し

※参加表明書提出の前3か月以内に発行された証明書

②提出先 鹿島市地域公共交通活性化協議会事務局

（鹿島市役所総務部企画財政課内）

③提出方法 持参又は郵送

④提出期限 令和3年5月11日（火）

持参の場合は、休日を除く午前9時から午後5時までとする。郵便の場合は期間内に必着とする。

⑤提出部数 各1部

(2) 企画提案書等の提出

参加資格審査の結果、参加資格を有すると認められた者は、提案書等の書類を下記のとおり提出すること。

①提出書類

- ・企画提案書（様式第3号）
- ・提案事項（任意様式）
- ・価格提案書（様式第4号）

- ・配置予定技術者一覧（様式第5号）
配置予定技術者ごとに業務の経験年数、業務に関連する所有資格、主な業務実績を記載すること。
 - ・業務工程表（任意様式）
- ②提出先 鹿島市地域公共交通活性化協議会事務局
(鹿島市役所総務部企画財政課内)
- ③提出方法 持参又は郵送
- ④提出期間 参加資格審査結果通知到着後～令和3年5月24日（月）
持参の場合は、休日を除く午前9時から午後5時までとする。郵便の場合は期間内に必着とする。
- ⑤提出部数 企画提案書、価格提案書 ……各1部
提案事項、配置予定技術者一覧、業務工程表 ……各7部
- ⑥その他 ・「提案事項」「業務工程表」は、提案者である企業名等の名称を記載しないこと。
・「価格提案書」の内訳書を任意様式にて添付すること。

6. 最優秀者（優先交渉権者）の選定方法等

(1) 実施方針

最優秀者（優先交渉権者）の選定にあたり、鹿島市地域公共交通計画策定業務プロポーザル選定委員会（以下、委員会）を設置し、公募型プロポーザルを実施する。

(2) 委員会の構成

委員会構成	団体名
運行事業者	祐徳自動車株式会社、有限会社再耕庵タクシー
地域住民代表	鹿島市区長会
地域振興団体	鹿島商工会議所
鹿島市役所	地域公共交通担当部署、公共交通に係る部署

(3) 参加資格確認

一次審査に先立ち、本プロポーザル参加者の参加資格要件について確認を行う。
なお、参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

(4) 一次審査（書類審査）

委員会には提案者名を開示せず、提出書類（企画提案書を含む）について「8.

(1) 一次審査の評価基準」に基づき審査を行い、参加表明書等の提出者の中から二次審査要請者を4者程度選考する。一次審査は実施しない場合もある。

①実施日 令和3年5月27日(木)

(5) 二次審査(プレゼンテーション等)

委員会には提案者名を開示せず、「8.(2) 二次審査の評価基準」に基づき、企画提案の内容、プレゼンテーション、質疑応答の内容などを総合的に審査する。一次審査を実施しない場合は、二次審査時に「8.(1) 一次審査の評価基準」についても合わせて審査を行う。

①実施日 令和3年6月3日(木)

詳細な日時・場所については別途通知する。

②出席者 配置予定技術者を含めた3名以内とする

③所要時間 プレゼンテーションに要する時間は概ね30分(説明20分、質疑応答10分)程度とする。ただし、提案者数に応じてプレゼンテーションの時間配分等を調整することがある。

④注意事項 ・審査の内容は提出された提案書の説明(プレゼンテーション)及び質疑応答(ヒアリング)とする。審査は非公開とする。

・プレゼンテーションの内容は、提出された提案書(拡大したもの又はプロジェクター等を使用し拡大映像での使用も可)のみを使用すること。

~~・プレゼンテーションに関する機材について、パソコン、プロジェクター、スクリーンを協議会で準備する。但し、パソコンについては、持ち込み可とする。~~

・二次審査要請者は、審査時の説明に際して、社名を伏せることとする。また、企業名等が特定できるような衣類、バッジ等は着用しないこと。

・プレゼンテーション及びヒアリングはWeb会議(Webex)により実施する。

(6) 最優秀者(優先交渉権者)及び次点者の特定

採点は1提案者に対して審査員がそれぞれ「評価基準8.(1)及び(2)」に基づいて行い、合計得点が高い順に最優秀者(優先交渉権者)及び次点者を1者ずつ特定することとする。

(7) 選考結果等の通知及び公表

参加資格審査結果は、令和3年5月13日（木）までに電子メール及び書面により通知する。

一次審査結果は、令和3年5月下旬を目途に電子メール及び文書で通知する。なお、一次審査を実施しない場合は、その旨通知する。

二次審査結果は、二次審査要請者に文書で通知することとし、優先交渉権者及び次点者は鹿島市ホームページで公表する。また、参加者は自らの選考結果について、通知日から起算して7日以内（土・日・祝日を除き午前9時から午後5時まで）に書面により事務局に説明を求めることができる。

7. 質疑等の手続き

(1) 参加資格、参加表明書添付書類等に関する質疑

- ①受付期間 令和3年4月23日（金）～令和3年5月7日（金）
午前9時～午後5時まで
- ②提出書類 質疑・回答書（様式第6号）
- ③質疑方法 電子メールとし、送信に当たっては、表題を「鹿島市地域公共交通計画策定業務（参加資格等）についての質問」とすること。また、電話にて受信の確認を行うこと。（E-mail：kikaku@city.sagakashima.lg.jp）
- ④回答期限 令和3年5月10日（月）
- ⑤回答方法 質問に関する回答は、鹿島市ホームページで公表する。

(2) 業務仕様書、企画提案書等に関する質問

- ①受付期間 令和3年5月11日（火）～令和3年5月14日（金）
午前9時～午後5時まで
- ②提出書類 質疑・回答書（様式第6号）
- ③質疑方法 電子メールとし、送信に当たっては、表題を「鹿島市地域公共交通計画策定業務（業務仕様等）についての質問」とすること。また、電話にて受信の確認を行うこと。（E-mail：kikaku@city.sagakashima.lg.jp）
- ④回答期限 令和3年5月18日（火）
- ⑤回答方法 質疑に対する回答は、全者に電子メールで通知するとともに、市ホームページにて公表する。なお、本業務に直接関係のある質問のみに回答を行うものとし、審査に関する質問については回答しない。

(3) 辞退について

いかなる段階であっても、辞退をする場合は、辞退届（様式第7号）により届け出る。

8. 評価基準等

(1) 一次審査の評価基準

評価項目		評価内容	配点
業務 評価 体制	業務実績	①同種・類似業務の実績は十分か。	15
	業務実施体制	②業務を遂行するにあたり十分な体制が確保されているか。	15
合計			30

(2) 二次審査の評価基準

評価項目		評価内容	配点
企画 提案 評価	業務に対する考え方	③本市の地域特性や公共交通の現状、課題を十分に理解しているか。	20
	業務内容	④計画策定に必要な情報を把握するための調査方法について有効で具体的な提案がされているか。 ⑤計画策定に必要な客観的な指標などを設定するため、調査結果の分析方法が具体的に示されているか。	50
	業務工程	⑥業務工程に無理がなく、作業手順は効率的なものか。	20
	将来性	⑦市の公共交通の現状・課題や将来展望を踏まえた具体性・実現性のある公共交通計画策定となっているか	30
合計			120

(3) 特定しない条件

技術提案の評価にあたっては、下記のいずれかに該当する場合は特定しない。

- ・「一次審査の評価基準」の評価の合計が6割未満の場合。

- ・「二次審査の評価基準」の評価の合計が6割未満の場合。

(4) 審査点数が同点の場合の特定者決定方法

評価の審査点数の最高得点者が複数いる場合、下記の①～③の順番で1者を特定するものとする。

- ①「二次審査の評価基準」の得点が高いもの
- ②「一次審査の評価基準」の得点が高いもの
- ③価格提案書の額が少ないもの

9. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・提出書類に虚偽の記載をした場合
- ・提出方法、提出先及び提出期限を守らなかった場合
- ・審査の公平性を害する行為があった場合
- ・本プロポーザルの参加資格要件を満たさない場合
- ・価格提案額が提案上限額を超過している場合
- ・その他、委員会が不相当と認めた場合

10. 契約について

(1) 契約手続き

特定した最優秀者（優先交渉権者）と契約手続きを行う。但し、特定した最優秀者（優先交渉権者）が失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、次点者と交渉し、契約手続きを進めるものとする。

(2) 見積書の提出等

- ・協議会は優先交渉権者と提案内容を含めた契約交渉を行い、仕様書を定めたいえで価格提案書を基に見積もり徴収を行う。ただし、優先交渉権者との契約交渉が不調となった場合は、次点者に対し同様の交渉を行い、見積もり徴収を行う。
- ・見積金額の内訳書は、見積書と同時に提出すること。

11. 留意事項

(1) 参加表明が1者の場合

参加者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立するものとする。但し、評価基準等で評価を行い、「8.（3）特定しない条件」に該当する場合は、優先交渉権者として選考しない。

(2) 費用負担

本実施要領に基づく全ての手続きに関しては、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

(3) 使用言語等

使用する言語、通貨及び単位は日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。

(4) 著作権

提案参加者が提出した提案書類の著作権は、提案参加者に帰属する。ただし、協議会が公募型プロポーザル方式の手續及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。なお、提案参加者が提出した提案書類の返却は行わない。

【問合せ先及び書類提出先】

鹿島市地域公共交通活性化協議会事務局 担当：森
(鹿島市役所企画財政課内)

〒849-1312

佐賀県鹿島市大字納富分2643番地1

TEL：0954-63-2101 FAX：0954-63-2129

E-mail：kikaku@city.saga-kashima.lg.jp